## 宇治市教育振興基本計画策定委員会設置要項

### (目的及び設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に基づく宇治市教育振興基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するため、宇治市教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (担任事務)

- 第2条 委員会の次の各号に掲げる事項について、意見の交換、調整等を行う。
- (1)基本計画の策定に関すること
- (2)その他必要と認められる事項

#### (組織)

- 第3条 委員は、次の各号に規定する者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。
- (1)学識経験者
- (2)社会教育関係者
- (3) 青少年関係者
- (4) 宇治市立幼稚園、小学校及び中学校代表
- (5) 宇治市立幼稚園、小学校及び中学校に在学する児童及び生徒の保護者
- (6)その他教育長が適当と認める者

#### (任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱または任命した日から平成26年3月31日までとする。
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

- 第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

## (委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

# 附 則

- 1 この要項は、平成24年11月1日から施行する。
- 2 この要項による最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が召集する。
- 3 この要項は、基本計画の策定が完了した日限り、その効力を失う。